

地方自治体との協力に係る分担グループにおける検討について

(中間報告)

1. 主な意見

(1) 働きかけの対象

国の食品安全委員会が働きかけの対象とする機関等は、自治体を筆頭に、消費者団体、業界など多数ある。一方、食品安全委員会の H15 年からの具体的な取り組みを見ると、自治体以外の対象に対しての事業も実施されてきているが、自治体あるいは自治体職員を対象とした事業がその中心をなしているといえる。

例えば、消費者団体を対象として想定したとき、国（食品安全委員会、農林水産省、厚生労働省）が働きかける場合と、自治体が働きかける場合の 2 通りがあるが、中央団体を別とすれば基本的には中央（国）から出かけるのではなく、後者と考えるのが妥当と考えられる。一方、地方自治体が働きかける以下のような相手の属性に応じて、リスクコミュニケーションの対応も異なる。

消費者（消費者団体、一般都民）

事業者（食品事業者、食品衛生協会、JA など）

専門家集団（栄養士会など）

そして、これらのさまざまな立場の人たちが、同時に一堂に会する場合のリスクコミュニケーションの運営方法などについては、さらに異なったノウハウが必要と考えられる。

(2) 自治体が果たすべきリスクコミュニケーション機能

以下は、先日のコンラッド先生の講演後の質疑応答の部分での、

「リスクコミュニケーターは、リスクマネージャーの領域をカバーするのが仕事ではありません。しかし、リスクコミュニケーションというのは、リスクアセスメント、リスクマネジメントと切り離せない、欠くべからざる一部となっている行動である」との考え方を基本に整理する。

間接的マネジメント機能

自治体の機能は、国のレベルで厚生労働省や農林水産省がマネジメント機関として位置づけられているのと同様に、明らかにその機能の中心は、マネジメント機能とみなせる。自治体のマネジメント機能は、直接的と間接的の 2 通りに分類される。

自治体の直接的マネジメント機能としては、例えば都市計画事業などにおける

防災対策拠点整備事業などが、代表例として考えられる。しかし食品安全の分野に関しては、自治体が直接、食品を製造販売することはなく、そのマネジメントは、保健所による栄養指導や食中毒対応、食品の行政検査など以外は、食品製造事業者等の管理監督といった、間接的マネジメントとなる。

そしてこの点から、食品安全の分野においては、対象とする相手の違いにより、自治体のリスクコミュニケーションは異なった目的を有する。

イ 食品事業者へのリスクコミュニケーション

(自治体が事業者に求める事項を分かりやすく解説)

ロ 市民・消費者へのリスクコミュニケーション

(自治体の食品安全行政への取り組み内容の解説)

リスクコミュニケーター機能

例えば、食品事業者、消費者、行政の3者が一堂に会するイベントなどにおいては、行政は、事業者規制の視点、すなわち行政自らが取り組んでいる間接的マネジメントの視点から述べるとともに、事業者の取り組みを消費者に分かりやすく説明する立場にもたつ。この場合、直接的マネジメントの主体は事業者であり、行政は、リスクコミュニケーターの立場に立つといえる。

また、BSE、遺伝子組み換え食品、放射食品など、自治体レベルでは評価困難な事項については、食品安全委員会、厚生労働省などの取り組みについての考え方を、消費者に分かりやすく伝える立場に立つが、これもリスクコミュニケーターの立場といえる。

したがって、リスクコミュニケーションのテーマもさまざまに異なる状況に対応できるような「リスクコミュニケーターの育成」が自治体にとっては最も有意義であり、この点についての食品安全委員会としての支援が、最も効果的な働きかけと考える。

(3) リスクコミュニケーション推進における食品安全委員会の役割

対象とする団体等の属性により、委員会が果たす役割は多様であることは自治体と同様である。対象の属性などを明確にした上でリスクコミュニケーション事業を実施して行くべきであり、このような事前の解析・仮説がないまま行われた事業効果は検証が難しいものと予想される。

コンラッド先生の話に戻るが、「国民が最も知りたいのは、専門家がリスク評価した結果ではなく、実際にどのような理論的な考え方に基づいて、何をしているか、どう取り組んでいるか、という点である。」との言及も踏まえると、リスク評価のリスクコミュニケーションだけでなく、マネジメントについての取り組みも同時に情報発信することの必要性を改めて考えることも必要である。

以上